第四期特定健康診査等実施計画

全国硝子業健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 28 日

特定健康診査等実施計画　(令和6年度～令和11年度)

背景・現状・基本的な考え方　【第3期データヘルス計画書　STEP2から自動反映】			
No.1	当健保組合の特定健診の結果より、男性受診者10,251人のうち50.4%の5,171人、女性受診者4,890人のうち16.7%の815人が腹囲が基準値以上（以下、有所見者）と判別されている。 有所見者と判別された受診者のうち、男性で約80%、女性で約73%がメタボ予備軍及びメタボ該当者と判別されている。 更に男女ともに年齢が高くなるにつれて特定健診受診者に対する有所見者の割合が高くなり、メタボ該当者の割合が多くなる傾向にある。	→	メタボ予備軍及び該当者と判定される要因である“高血糖”・“高血圧”・“高脂血”を予防するには、生活習慣の改善が必要となることから、特定保健指導（特に年齢層の低いものからの）の実施率向上の取組みが必要とされる。
No.2	生活習慣関連疾患別の統計から、医療費及び受診者数ともにメタボ判定の要因である“糖尿病”・“高血圧症”・“高脂血症”が高い数値を示している。 上記の疾病の次に医療費の高い“人工透析”については、受診者数は少ないが、受診者1人当たり医療費は群を抜いて高額となっている。	→	受診者数が多い疾病への対策としては、健診受診の勧奨、機関誌、ホームページ、リーフレット配布等による広報活動、受診者が少ない疾病への対応は特定保健指導の実施案内等個別の保健事業など、対象者の規模に応じた保健事業の展開が必要となる。
No.3	当健保組合の特定健診受診率は、全組合平均と比較して被保険者本人は同程度であるが、被扶養者については全組合平均を大きく下回っている。 特定保健指導実施率は、 積極的支援レベル、動機付け支援ともに、本人・家族全てにおいて全組合平均を大きく下回っている。	→	被扶養者には引き続き特定健診受診券を直接自宅へ送付し、パート先等で受診をした結果を多く提供していただけるよう機関誌等を利用した広報活動を実施する必要がある。 特定保健指導は就業時間中の実施など、事業所の協力も必要となるため、健康企業宣言を通じた働きかけや、申込みのハードルを下げる利便性の高い実施方法の検討が必要となる。

基本的な考え方（任意）

①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③社会生活を営むために必要な機能の維持および向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙および歯・口腔の健康に関する生活習慣および社会環境の改善。
健康保険組合として、生活習慣病の発症を予防するため、内臓脂肪の蓄積に着目した特定健診を実施します。健診の結果、生活習慣の改善を必要とする対象者に自らの健康課題を認識し、行動変容と自己管理を行い健康的な生活を維持することができるよう特定保健指導を実施します。

特定健診・特定保健指導の事業計画　【第3期データヘルス計画書　STEP3から自動反映】

1 事業名 **特定健診**　　対応する健康課題番号 **No.1 , No.3**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：被扶養者/任意継続者
方法	対象者に受診券の配布
体制	-

事業目標

受診率の向上及び加入者の健康維持							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診率	40 %	40 %	40 %	40 %	40 %	40 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診券送付	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
40歳以上の対象者に対し、案内と受診券を自宅に直接送付して受診率の向上を図る。	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

2 事業名 **特定保健指導**　　対応する健康課題番号 **No.1 , No.3**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：基準該当者
方法	対象者へ東振協や専門事業者との委託契約に基づき実施する
体制	利用券を使用する方法と健保組合委託契約先で実施

事業目標

実施率の向上及び加入者の健康維持							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	31 %	31 %	30 %	30 %	29 %	29 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	実施率	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
委託契約先からの働きかけやWEBによる面談の導入、機関誌での広報などで実施率の向上を図る	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

3 事業名 **女性生活習慣病健診**

対応する健康課題番号 **No.1 , No.3**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：女性, 年齢：30～74, 対象者分類：基準該当者
方法	毎年健診受診要領を作成し事業所へ通知（案内） 事業所巡回及び各契約健診機関等に加え会場集合健診も実施
体制	年1回は健診費用の一部補助

事業目標

疾病の早期発見と予防
特定健診受診率の向上

評価指標							
	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	実施者数	1,900 人	1,900 人	1,950 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	実施の周知	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
毎年、全事業所及び任意継続被保険者へ受診要領を通知し、年度1回の一部補助を支給	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

4 事業名 **人間ドック**

対応する健康課題番号 **No.1 , No.3**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：35～74, 対象者分類：基準該当者
方法	毎年健診受診要領を作成し事業所へ通知（案内） 各契約健診機関等において実施
体制	年1回は健診費用の一部補助

事業目標

疾病の早期発見と予防
特定健診受診率の向上

評価指標							
	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診者数	5,200 人	5,200 人	5,250 人	5,250 人	5,300 人	5,300 人
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	実施の周知	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
毎年、全事業所及び任意継続被保険者へ受診要領を通知し、年度1回の一部補助を支給	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	16,258 ／ 20,323 ＝ 80.0 %	16,306 ／ 20,292 ＝ 80.4 %	16,483 ／ 20,350 ＝ 81.0 %	16,909 ／ 20,373 ＝ 83.0 %	17,337 ／ 20,397 ＝ 85.0 %	17,974 ／ 20,424 ＝ 88.0 %
		被保険者	14,463 ／ 15,835 ＝ 91.3 %	14,550 ／ 15,902 ＝ 91.5 %	14,758 ／ 16,037 ＝ 92.0 %	15,215 ／ 16,138 ＝ 94.3 %	15,674 ／ 16,239 ＝ 96.5 %	15,769 ／ 16,341 ＝ 96.5 %
		被扶養者 ※3	1,795 ／ 4,488 ＝ 40.0 %	1,756 ／ 4,390 ＝ 40.0 %	1,725 ／ 4,313 ＝ 40.0 %	1,694 ／ 4,235 ＝ 40.0 %	1,663 ／ 4,158 ＝ 40.0 %	1,633 ／ 4,083 ＝ 40.0 %
	実績値※1	全体	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		被保険者	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		被扶養者 ※3	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	812 ／ 4,064 ＝ 20.0 %	811 ／ 4,058 ＝ 20.0 %	814 ／ 4,070 ＝ 20.0 %	815 ／ 4,074 ＝ 20.0 %	817 ／ 4,079 ＝ 20.0 %	818 ／ 4,084 ＝ 20.0 %
		動機付け支援	349 ／ 1,589 ＝ 22.0 %	349 ／ 1,587 ＝ 22.0 %	350 ／ 1,591 ＝ 22.0 %	350 ／ 1,593 ＝ 22.0 %	351 ／ 1,595 ＝ 22.0 %	352 ／ 1,597 ＝ 22.0 %
		積極的支援	463 ／ 2,475 ＝ 18.7 %	462 ／ 2,471 ＝ 18.7 %	464 ／ 2,479 ＝ 18.7 %	465 ／ 2,481 ＝ 18.7 %	466 ／ 2,484 ＝ 18.8 %	466 ／ 2,487 ＝ 18.7 %
	実績値※2	全体	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		動機付け支援	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		積極的支援	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %

※１）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）
※２）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）
※３）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

被保険者については、健診データの不備や報告漏れを減少させることと健診未受診者に対する受診勧奨を事業所と共同で実施することにより目標達成を目指します。
被扶養者については、特定健診受診券を自宅宛てに直接送付し受診を促す。また、パート先で受診した健診結果の提供依頼を広報誌・ミニニュースのほかWEBを通じて行う。

特定健康診査等の実施方法（任意）

１．実施場所
①被保険者は、健保組合が健診委託契約している医療機関並びに東振協契約医療機関において実施します。
医療機関名・所在地等は健保組合ホームページ「特定健診・特定保健指導」のコーナーに掲載しています。
近隣に契約医療機関が無い場合は補助金制度の利用ができます。
特定保健指導は、健保組合が委託契約している医療機関、東振協契約医療機関または事業者において実施します。
②被扶養者は、対象者に配布する受診券で集合契約（Aタイプ・Bタイプ）に登録されている医療機関において受診します。
生活習慣病健診は、健保組合が健診委託契約している医療機関並びに東振協契約医療機関及び春季・秋季に実施する会場型健診を受診できます。
近隣に契約医療機関が無い場合は補助金制度の利用ができます。
特定保健指導は、健保組合が委託契約している医療機関、東振協契約医療機関または事業者において実施します。

２．実施項目
特定健診の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とします。
特定保健指導は、標準的健診・保健指導プログラム第3編第3章に記載されている標準的プログラムに則り実施します。

３．特定健診等の対象者
①特定健診　実施年度内に40歳から74歳になる加入者（妊産婦等除外規定の該当者は除きます）。
②特定保健指導　標準的な健診・保健指導プログラム第2編第3章保健指導対象者の選定と階層化により対象者を抽出します。

４．実施時期または期間
通年（4月から翌年3月）

５．外部委託
①特定健診　集合契約（Aタイプ・Bタイプ）、健保組合が健診委託契約する医療機関、東振協契約医療機関
②特定保健指導　健保組合が委託契約している医療機関、東振協契約医療機関または事業者

６．受診方法
①特定健診
健保組合が委託契約する医療機関、東振協契約医療機関、集合契約医療機関に受診希望者が申し込み、日時を決定し受診します。
②特定保健指導
健保組合が委託契約する医療機関、東振協契約医療機関及び事業者に利用希望者が申し込み、日時を決定し利用します。

７．周知・案内方法
「各種健康の受診要領」を事業所へ送付及び健保組合ホームページに掲載して周知します。
対象となる被扶養者の方には特定健診受診券と受診要領を自宅へ直接送付します。

８．データの受領方法
①特定健診データ
委託契約医療機関、東振協契約医療機関から電子データを随時（又は月単位）受領し、健保組合の特定健診等共同情報処理システムに保管します。
近隣に契約医療機関が無い場合は、健診補助金を申請する際に、健診結果を添付していただきます。
②特定保健指導
委託契約医療機関、東振協契約医療機関及び事業者から電子データを随時（又は月単位）受領し、健保組合の特定健診等共同情報処理システムに保管します。

個人情報の保護

全国硝子業健康保険組合は「情報セキュリティ基本方針」に基づいて、個人情報に関し守秘義務を負い、関連法令、通知及び関連規程「個人情報保護管理規程」、「システム等運用管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守します。
個人情報の取扱いについては、当健保組合ホームページにおいて加入者に周知しています。
委託契約医療機関、東振協契約医療機関及び事業者とは、契約書により、「当該業務によって知り得た当健保組合及び受診者の情報を外部に漏らしてはならない。」こととしており、同時に「個人情報取扱特記事項」の遵守を契約しています。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載し周知します。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

第4期計画は令和6年度から令和11年までの6年間とします。
当計画については、健康管理事業推進委員会において見直しを検討します。